介護保険負担割合証の発送

要介護認定を受けている全ての人に介護保険負担割合証(水色)を送付していますが、有効期限が近づいてきたため、新しい介護保険負担割合証を７月中旬に送付します。介護保険サービスを利用した場合、１割(65歳以上で一定以上の所得がある人は２割または３割)が自己負担になります。

介護保険負担割合証には、サービスを利用する時の利用者負担割合(１～３割)が記載されていますので、介護保険被保険者証(ピンク色)と一緒に、ケアマネジャーおよびサービス事業所へご提示ください。

有効期間　８月１日(日)～来年７月31日(日)

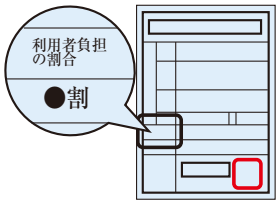

介護保険負担割合証

利用者負担の判定の流れ

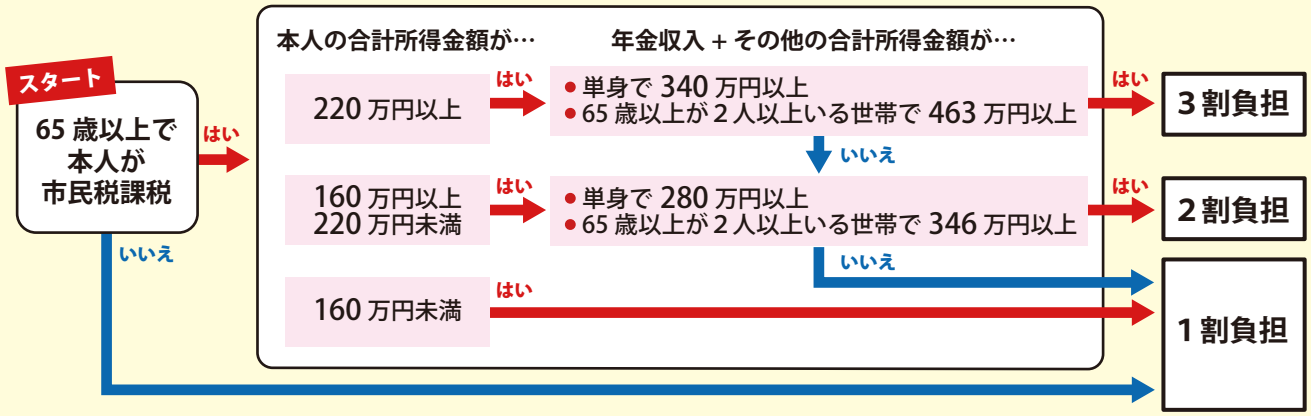

食費･部屋代の負担軽減(介護保険負担限度額)

介護保険負担限度額の申請

介護保険４施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院)やショートステイを利用する人の食費･部屋代は、本人の自己負担になりますが、低所得の人(住民税非課税世帯)は、申請により食費･部屋代の負担が軽減されます。ただし、一定額以上の預貯金などの資産を持っている人は対象になりません。

申請に必要なもの　負担限度額認定申請書、同意書、預貯金通帳の写しや有価証券の評価概算額が分かるものの写し(直近２カ月分、配偶者分も含む)、印鑑

申請前の確認事項　複数の預貯金口座等がないか、通帳等の記帳をしてからコピー、総合口座の場合は定期預金の写しが必要(利用がなくても必要)

※通帳の紛失による再発行や通帳の記帳をしてからでないと受け付けできない場合があります。

今年度から資産条件が変わります!

食費･部屋代の負担軽減対象者判定の流れ(令和３年８月から)

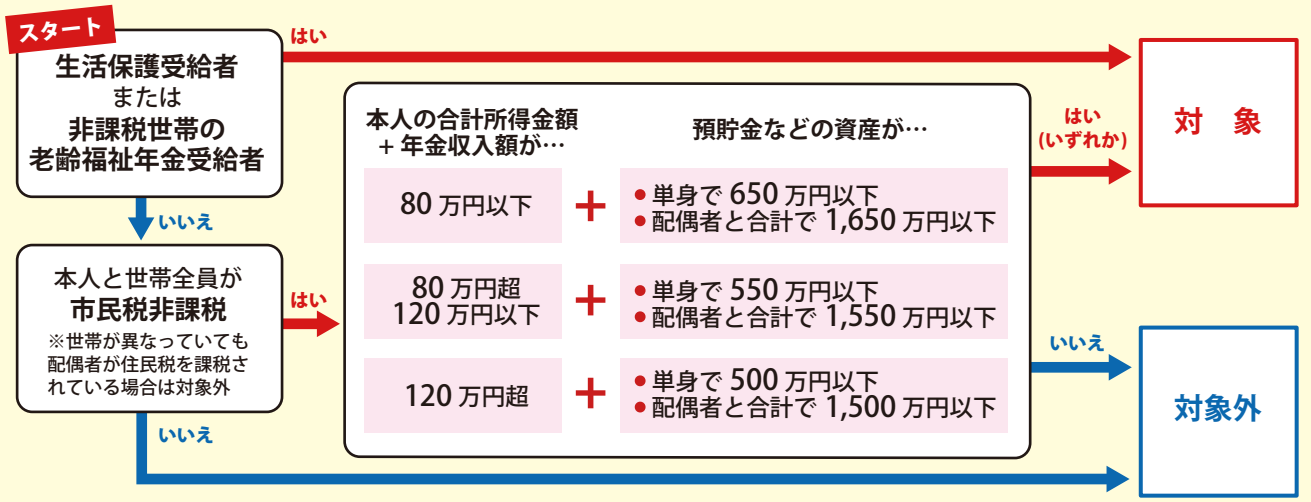

※令和２年度(有効期限が令和３年７月31日まで)分の申請については、従前どおりの取り扱いとなります。